

資料1

検討会における論点（第5回）

平成17年7月14日

総務省総合通信基盤局

料金サービス課

I 第4回会合までの合意事項

論点1 添架ポイント

- 1 具体的な工法については、関連法令（道路法、有線電気通信設備令等）、各電柱所有者が定める技術基準等の基準を満たせば、自前敷設する際の工法は自由であり、個別の添架方法については、個別の協議に委ねられることとされた。

（東京電力エリアの場合）

- 2 6.1m を最初の添架ポイントとし、6.1m ポイントに単独添架ができない場合、他のポイントを使用する際に下記のことが確認された。
 - 6.4m での単独添架を検討する。その場合、6.4m ポイントでも単独添架ができないときは、NTT との一東化を検討することとする（6.7m ポイントへの単独添架を検討するかについてはペンディング）。
 - 2本の電柱間で、6.4m ポイントをとばして6.1m ポイントから6.7m ポイントへ添架ポイントを変更することは、ケーブルが交差するため望ましくない。

（関西電力エリアの場合）

- 3 電柱の形態について、様々な形態があることが認識され、6.1m ポイントに空きがある場合は、6.1m ポイントで単独添架を行うことに関して合意された。

論点2 電柱添架申請等の同等性

- 新たな添架ポイントにおいては、NTTとの引込線が近接設置になることに鑑み、NTTと添架設備の仕様、工法等について事前に包括的に確認を行い、電柱所有者へ申請を行うというフローが提案された。
 - ・添架設備・工法を事前に確認することにより、個別の添架申請の際の確認の簡素化は可能ということが確認された。
 - ・基本契約を結び、一定期間分の契約をまとめて締結することにより、個々の申請の際の契約は省略可能ということが確認された。
 - ・可否判定結果が不可だった場合、別のポイントが空いているといった情報提供について、NTT西を除き現在行っておらず、また、東京電力からは、今後もそのような対応は難しい旨の発言があった。
 - ・電柱所有者の添架申請の処理について、NTTにおいてはNTT小売部門と他事業者を同等に処理していること、電力会社においてもNTTと他事業者間では処理順序、人員の割当等、区別すること無く行われていることが確認された。
 - ・NTTから、一東化について拒否するものではないが保守作業を誰が行うか等、個別に協議を行う準備はあるとの発言があった。

論点3 電柱添架費用の同等性

- NTTと他事業者との同等性に関して、接続料における電柱コストと電柱使用料を比べた場合、接続料は1芯あたりの料金、電柱使用料は1ポイントあたりの使用料であり、事業者の敷設芯数により電柱コストの負担額が変動するため、単純に比較することは困難であるとの説明があった。

Ⅱ 第5回会合において議論すべき事項

論点 1～3

(1) 接続事業者

これまでの議論を踏まえ、更に確認しておくべき事項

(2) NTT東西又は電力会社

上記(1)により接続事業者から提示のあった確認事項について説明

論点 4 道路占用関係

NTT東西から道路占用手続、道路占用料の実態について説明

論点 5 その他

1 NTT東西の電柱情報の開示の必要性等

(1) 接続事業者

具体的に確認したい事項

→ 電柱情報の情報開示の可能性又はその方法等

(2) NTT東西及び電力会社

上記(1)により接続事業者から提示のあった確認事項について説明

2 トライアルの具体的実施方法

(1) 接続事業者

具体的なトライアル実施方法(東京電力エリアと関西電力エリアで対応が異なる場合は、それぞれ)

→ 実施場所、具体的工法、実施時期、期間 等

(2) NTT東西及び電力会社

上記(1)により接続事業者から提示のあった具体的実施方法について、対応の可否等を説明